

県立水戸工業高等学校 新棟整備事業

募集要項

令和 8 年 10 月
茨城県教育委員会

目 次

1 募集要項の位置付け

2 本事業に関する事項

- 2－1 事業名
- 2－2 事業概要
- 2－3 新棟の概要
- 2－4 事業範囲
- 2－5 事業方式
- 2－6 事業期間
- 2－7 契約の形態
- 2－8 事業スケジュール
- 2－9 契約金額の支払
- 2－10 県による本事業の実施状況の確認
- 2－11 遵守すべき法令等

3 応募手続きに関する事項

- 3－1 事業者の選定に関する基本的事項
- 3－2 事業者の募集及び募集の手順に関する事項
- 3－3 提案上限額
- 3－4 年度別支払限度額
- 3－5 応募に関する留意事項
- 3－6 応募者の備えるべき参加資格要件

4 審査及び選定に関する事項

- 4－1 事業者の選定
- 4－2 選定委員会の実施
- 4－3 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
- 4－4 審査結果の公表
- 4－5 応募者の行為・資格喪失による失格
- 4－6 留意事項

5 契約等に関する事項

- 5－1 事業契約の締結
- 5－2 契約等締結時期
- 5－3 契約保証金

6 その他、本事業の実施に関し必要な事項

- 6－1 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項
- 6－2 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項
- 6－3 問合せ先

1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、茨城県教育委員会（以下「県」という。）が県立水戸工業高等学校新棟整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集するための要件等について規定するものである。

以下に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。なお、募集要項等に記載のない事項については、募集要項等に関する質問への回答によることとする。

○別添資料

- | | |
|-------|-----------|
| 添付資料1 | 要求水準書 |
| 添付資料2 | 審査基準書 |
| 添付資料3 | 様式集及び記載要領 |
| 添付資料4 | 事業契約書（案） |

2 本事業に関する事項

2-1 事業名

県立水戸工業高等学校新棟整備事業

2-2 事業概要

（1）目的

県立水戸工業高等学校（以下「水戸工業高校」という。）は、機械、電気、情報技術、建築、土木及び工業化学の6学科を有する本県工業教育の中核校として、地域産業を支える実践的な技術者の育成に取り組んでいる。

一方で、A I、ロボット、半導体、E V等の技術革新や産業構造の変化が急速に進展する中、これからの工業教育には、各専門分野における基礎的な知識・技能に加え、複数分野の専門性を組み合わせ、企業や大学等と連携しながら実社会の課題を発見・解決し、その成果を社会実装につなげる力を育成することが求められている。

そこで、本事業により、国の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」を活用し、従来の学科ごとに分かれた実習環境を補完し、6学科の生徒が学科の枠を越えて協働し、「設計・分析－試作・実践－検証・改善」までの一連の探究活動を実践できる共通基盤として、新棟「イノベーションファクトリー（仮称）」を整備する。

新棟においては、基礎技能の習得とA I・ロボット・半導体製造関連等の先端技術を融合した社会実装型探究及び学科横断型 PBL を展開するとともに、企業、大学、協力校等との継続的な連携・交流を図ることにより、A I や先端技術を活用し、将来の産業の変化に対応できる実践力を備え、地域産業のD Xをリードする「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」を育成する。これに加え、本施設を水戸工業高校のみならず、県内の工業・情報系高等学校等が先端設備や教育実践、指導ノウハウを共有する全県的な教育改革のハブ（拠点）としての機能を有することで、本県工業教育全

体の高度化及び魅力向上につなげることを目的とする。

なお、本事業では、設計及び施工を一括して発注することにより、民間事業者が有する技術力、施工ノウハウ及び創意工夫を設計段階から活用し、本事業の教育上の目的及び要求水準を的確に施設計画へ反映するとともに、品質、コスト、工期、安全性、施工性、利便性、維持管理性及び将来の可変性を総合的に考慮した施設整備を行うものとする。

(2) 施設整備方針

本施設は、前記の事業目的を実現するため、次の考え方を基本として整備する。

ア 基礎技能と先端技術を融合した実践的な工業教育の場

電気工事、金属加工、建築大工等の工業教育の基礎となる技能を確実に身に付けるとともに、A I、ロボット、無人航空機（ドローン）、A R溶接技能訓練システム、3 Dプリンタ、レーザー加工機等の先端技術を活用し、設計、加工・試作、実践、分析及び改善を繰り返す実践的な学習を行うことができる施設とする。

イ 学科の枠を越えた協働・共創を促す施設

6学科それぞれの専門性を生かしつつ、多分野の生徒が課題を共有し、協働して課題解決に取り組むことができるよう、従来の学科別実習室とは異なる、開放性、可変性及び連続性を備えた共通学習空間を整備する。

ウ 「社会実装型探究」を一連の活動として実践できる施設

課題発見、情報収集、設計・解析、試作、検証、改善、成果発表までの探究サイクルを可能な限り施設内で連続して実施でき、生徒のアイデアを実際の成果物として具体化できる環境を整備する。

エ 企業・大学・協力校等との連携拠点となる施設

企業技術者や大学等の専門家による技術指導、伴走型支援、セミナー等を日常的に実施できるとともに、協力校との合同授業、課題研究、成果発表、教員研修等を対面及びオンラインの双方で実施できる環境を整備する。

オ 多様な教育活動に柔軟に対応できる施設

少人数の実習・探究活動から、複数学科による共同学習、課題研究発表会、講演・セミナー等まで、利用人数及び活動内容に応じて柔軟に空間構成を変更できる施設とする。また、将来の教育内容や技術の変化、新たな設備の導入にも対応しやすい施設計画とする。

カ 安全性、維持管理性及び持続可能性に配慮した施設

実習機器、工作機器、ロボット、ドローン等を安全に使用できるよう、各活動の特性に応じた適切なゾーニング、動線、視認性、電源・通信環境その他必要な安全対策を確保するとともに、維持管理及び将来の設備更新が容易な施設とする。

キ 県内工業教育のハブとなる施設

水戸工業高校の生徒だけでなく、協力校の生徒・教員、小中学生、企業・大学等による活用を想定し、合同学習、教員研修、ものづくり体験、成果発表等を通じて、本施設で得られた教育成果を県内へ広く普及できる施設とする。

ク 施設・設備の計画

本事業の計画に当たっては、ベンチャー企業等による先進的な技術・製品等も含

め幅広く検討し、教育的効果、安全性、維持管理性、更新性及び費用対効果に優れた施設とする。

2-3 新棟の概要

本事業に関する新棟の概要は以下のとおりである。

(1) 名 称

イノベーションファクトリー（仮称）

(2) 所在地

茨城県水戸市元吉田町1101（水戸工業高校敷地内）

(3) 施設概要

構 造：S造（重量鉄骨造）を基本とする。

階 数：2階

延床面積：1,152m²程度

2-4 事業範囲

本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）の事業範囲は次のとおりである。

なお、具体的な業務の詳細については、添付資料1「要求水準書」を参照すること。

(1) 設計等業務

- ・測量、地質調査（載荷試験を含む）業務
- ・アスベスト調査業務（必要な場合）
- ・周辺家屋影響調査業務（近隣対応・対策業務）
- ・建築設計業務（基本計画整理及び解体撤去、移設、新築、改修、設備等の実施設計）
- ・外構等設計業務（舗装、駐車場、案内及び安全標識、外灯、解体、仮設）
- ・電気、情報管路の校内切り回し工事設計業務
- ・上水、污水排水、雨水排水の各配管校内切り回し工事設計業務
- ・什器備品等整備設計業務
- ・情報ネットワーク環境構築設計業務
- ・各種申請、届出及び協議等業務（計画通知変更、消防法等）
- ・工事監理業務（施設整備に係るすべての工事の工事監理及びその他学校発注工事との工程調整）
- ・その他上記に関連して必要となる業務

(2) 建設等業務

- ・本施設関連の建設工事（解体撤去、移設、新築、改修、設備、外構、切り回し等を含む）
- ・什器備品等整備業務（調達、設置等）
- ・その他上記に関連して必要となる業務

(3) 情報ネットワーク環境構築業務

- ・調達、設置、環境構築、設定
- ・通信品質確認、最適化

- ・機器の運用指導
- ・その他上記に関連して必要となる業務

2-5 事業方式

本事業は、施設整備に係る調査、設計、工事監理、建設及び情報ネットワーク環境構築業務を一体で迅速に行える選定事業者へ委託する設計施工一括発注方式により実施する。

2-6 事業期間

事業期間は、事業契約に係る議会の議決があった日の翌日から令和10年10月31日までとする。

2-7 契約の形態

県は、本事業の事業者選定の後、優先交渉権者と令和9年1月中旬頃までに事業契約の仮契約を締結する。

なお、本事業に係る事業契約は、茨城県議会の議決を要するため、事業契約の仮契約は、当該議決を得たときに本契約として効力を生ずるものとする。

2-8 事業スケジュール

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

時期（予定）	内容
令和9年1月中旬	事業仮契約の締結
令和9年3月下旬	事業契約の締結
令和9年3月下旬～令和10年10月	設計等業務、建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務
令和10年11月	供用開始

2-9 契約金額の支払

県は、選定事業者が実施する設計等業務、建設等業務及び情報ネットワーク環境構築業務の対価を、事業契約書に定めるところにより支払う。

2-10 県による本事業の実施状況の確認

県は、本事業の目的を達成するため、選定事業者が募集要項等及び事業契約に定める業務を適切に履行し、要求水準を満たしていることを確認するため、設計時、工事施工時及び完成時の各段階において、本事業の実施状況の確認を行う。

選定事業者は、県が行う確認に必要な資料の提出、説明その他必要な協力を行わなければならない。

確認の結果、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、事業契約の定めに従い必要な是正を求めるものとする。

2-11 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とするものとする。

3 応募手続きに関する事項

3-1 事業者の選定に関する基本的事項

県は、応募者を広く公募し、応募者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ、提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、「公募型プロポーザル方式」によって事業者を選定する。

審査内容は、資格審査・提案内容審査・提案価格審査等、総合的な内容とする。

3-2 事業者の募集及び募集の手順に関する事項

- (1) 本事業の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。なお、変更を行った場合は、速やかにその内容を茨城県教育委員会ホームページへの掲載により公表する。

時期（予定）	内容
令和8年10月20日(火)	募集要項等の公表
令和8年10月21日(水)～10月30日(金)	募集要項等に関する質問の受付
令和8年10月23日(金)～11月6日(金)	募集要項等に関する質問の回答
令和8年10月28日(水)	現地説明会
令和8年11月12日(木)まで	提出書類（参加表明書等）の受付
令和8年11月20日(金)	事業提案書等提出要請
令和8年11月24日(火)～11月26日(木)	事業提案書等に関する質問の受付
令和8年11月26日(木)～12月3日(木)	事業提案書等に関する質問の回答
令和8年12月8日(火)まで	提出書類（事業提案書等）の受付
令和8年12月＜予定＞	選定委員会（ヒアリング審査）
令和8年12月～令和9年1月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和9年1月中旬	事業仮契約の締結
令和9年3月下旬	事業契約の締結（県議会の議決）

(2) 事業者の募集手続き等

ア 参加表明書の提出方法及び提出日

(ア) 提出物の受付

提出物の受付は、以下のとおりとする。なお、提出は開庁時間内（茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

a 提出方法

添付資料3「様式集及び記載要領」に規定する各種提出書類等を持参又は郵送（送付記録が残るものに限る。）により提出すること。

b 提出期限

令和8年11月12日（木）午後4時必着

c 提出先

茨城県教育庁総務企画部財務課

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-5173 FAX：029-301-5189

Email：shisetsu@pref.ibaraki.lg.jp

（イ） 参加表明書等に関する質問の受付及び回答の公表

a 質問の提出方法

参加表明手続きに関して質問がある場合は、参加表明等に関する質問書（添付資料3「様式集及び記載要領」）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて提出することとし、念のため電話で着信を確認するものとする。

なお、電話等の質問は一切受け付けない。

b 質問の受付期間

令和8年10月21日（水）午前9時から令和8年10月30日（金）午後4時まで

c 回答方法

令和8年11月6日（金）までに電子メールにより適宜回答することとし、質問及び回答内容については原則として、茨城県教育委員会のホームページを通じて公表する予定である。なお、意見についての回答は行わない。

（ウ） 現地説明会

参加表明書の提出を検討している者を対象に現地説明会を実施する。

- ・実施日時：令和8年10月28日（水）午前9時30分から
- ・受付場所：現地（水戸工業高校）
- ・受付時間：午前9時20分から午前9時30分まで
- ・参加方法：当日現地にて受付

（当日の資料がある場合は、茨城県教育委員会のホームページに現地説明会前日までに掲載するので、各自必要に応じて印刷等のうえ持参のこと。また、見学会については、各自上履きを持参のこと。なお、1事業者あたりの見学会参加人数を制限する場合がある。）

（エ） 事業提案書の提出者の選定通知

参加資格を有すると認めた応募者に、事業提案書提出要請書を通知する。

(オ) 参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

- a 参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有しないと認めた者に対しては、その旨を書面により通知する。
- b 上記aの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により茨城県教育庁総務企画部財務課長に対して非選定理由の説明を求めることができる。書面は持参又は簡易書留郵便による郵送すること。
- c 上記bの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- d 非選定理由の説明請求の受付先及び受付期間は次のとおりとする。
 - ・受付先：6－3の間合せ先に同じ
 - ・受付期間：通知をした日の翌日から起算して7日間（休日を除く）
いずれも9時から16時まで（正午から13時までを除く）

イ 事業提案書の提出方法及び提出日

(ア) 提出物の受付

提出物の受付は、以下のとおりとする。なお、提出は開庁時間内（茨城県の休日を含める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

a 提出方法

添付資料3「様式集及び記載要領」に規定する各種提出書類等を持参又は郵送（送付記録が残るものに限る。）により提出すること。

b 提出期限

令和8年12月8日（火）午後4時必着

c 提出先

茨城県教育庁総務企画部財務課

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-5173 FAX：029-301-5189

Email：shisetsu@pref.ibaraki.lg.jp

(イ) 事業提案書等に関する質問の受付及び回答の公表

a 質問の提出方法

事業提案書等に関して質問がある場合は、事業提案書等に関する質問書（添付資料3「様式集及び記載要領」）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて提出することとし、念のため電話で着信を確認するものとする。

なお、電話等の質問は一切受け付けない。

b 質問の受付期間

令和8年11月24日（火）午前9時から令和8年11月26日（木）午後4時まで

c 回答方法

令和8年12月3日（木）までに電子メールにより適宜回答することとし、質問及び回答内容については原則として、茨城県教育委員会のホームページを通じて公表する予定である。なお、意見についての回答は行わない。

3-3 提案上限額

本事業の提案上限額は、1,368,994,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、この価格を上限として提案することとする。算定根拠は公表しない。

3-4 年度別支払限度額

本事業に係る各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

- ・令和8年度 21,904,000 円
- ・令和9年度 850,145,000 円
- ・令和10年度 496,945,000 円

なお、上記年度別支払限度額は予定であり、契約締結時に確定するものとする。

また、契約会計年度に翌会計年度分以降の前払金相当分を含めて支払を請求することができるものとする。

3-5 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、事業提案書の提出をもって、募集要項等及びこれに付随する書類の記載内容を承諾したものとする。

ア 応募に伴う費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

イ 使用する言語、通貨、単位及び時刻

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

ウ 県からの提示書類の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

応募に当たって提出した提案書類の内容については、提出締切日以降の変更は認めない。ただし、事業提案書の誤字の修正等、県が認めた場合はこの限りではない。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認める時は、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとする。また、契約に至らなかった応募者の

提案については、原則使用しない。

なお、本提出書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、設計手法、情報通信技術その他の提案内容を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

3-6 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たす者であること。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、設計業務、工事監理業務、建設業務及び情報ネットワーク構築業務を実施する複数の企業により構成される企業グループ（コンソーシアム）とする。

イ 企業グループは代表企業を定めるものとし、代表企業は構成企業を兼ねることができる。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 代表企業及び構成企業の役割分担が明確になっていること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連のある企業が建設業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。

- ・ 代表企業及び構成企業が分担業務に関して、県及び第三者に与えた損害は当該代表企業及び構成企業がこれを負担すること。

ウ 代表企業は、設計業務、工事監理業務、建設業務及び情報ネットワーク構築業務のいずれを実施する企業であってもよい。また、代表企業は各業務を実施しない統括管理会社とすることもできる。

エ 代表企業及び構成企業は、本事業に応募する他の企業グループの代表企業又は構成企業になることはできない。

オ 代表企業は企業グループの統括管理及び発注者との総合調整を担い、企業グループを代表して応募手続きを行うこととする。

(2) 応募者の参加資格要件（共通）

応募者の代表企業及び構成企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと（再認定をした者を除く）。

ウ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号

の規定に該当する者でないこと。

エ 県から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 応募者の参加資格要件

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、次の(ア)から(オ)までの要件を全て満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数の場合には、全ての者が(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たし、(エ)及び(オ)の要件については、少なくとも1者が満たしていればよい。

(ア) 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(ウ) 管理技術者として一級建築士を配置できること。

(エ) 茨城県内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）を有するものであること。

(オ) 平成18年度以降に完了した学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校施設又は図書館、公民館、庁舎その他これらに類する公共建築物に係る新築、増築又は改築の設計業務の実績を有していること。

ただし、新築及び改築にあつては当該施設の延床面積が500㎡以上のもの、増築にあつては当該増築部分の床面積500㎡以上のものに限る。

なお、当該実績は、単独で受注したもの又は設計共同企業体の代表構成員若しくは構成員として受注したものに限り、下請として従事したものは認めない。

イ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、次の(ア)から(オ)までの要件を全て満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数の場合には、全ての者が(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たし、(エ)及び(オ)の要件については、少なくとも1者が満たしていればよい。

(ア) 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。

(イ) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(ウ) 管理技術者として一級建築士を配置できること。

(エ) 茨城県内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）を有するものであること。

(オ) 平成18年度以降に完了した学校教育法第1条に規定する学校施設又は図書館、公民館、庁舎その他これらに類する公共建築物に係る新築、増築又は改築の工事監理業務の実績を有していること。

ただし、新築及び改築にあつては当該施設の延床面積が500㎡以上のもの、増築にあつては当該増築部分の床面積500㎡以上のものに限る。

なお、当該実績は、単独で受注したもの又は設計共同企業体の代表構成員若しくは構成員として受注したものに限り、下請として従事したものは認めない。

ウ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、次の(ア)から(オ)までの要件を全て満たしていること。

ただし、建設業務に当たる者が複数の場合には、全ての者が(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たし、(ウ)及び(オ)の要件については、少なくとも1者が満たしていればよい。

(ア) 建築一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級であること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 茨城県内に主たる営業所(本店)又は営業所(支店等)を有するものであること。

(エ) 監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

(オ) 平成18年度以降に竣工した建築物に係る新築、増築又は改築の工事を施工した実績を有すること。ただし、新築及び改築にあつては当該建築物の延床面積が500㎡以上のもの、増築にあつては当該増築部分の床面積が500㎡以上のものに限る。

なお、当該実績は、単独で受注したもの又は特定建設工事共同企業体若しくは経常建設共同企業体の代表構成員若しくは構成員として受注したものに限り、下請として施工したものは認めない。

エ 情報ネットワーク環境構築業務に当たる者

情報ネットワーク環境構築業務に当たる者(複数の場合は全ての者)は、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たしていること。

(ア) 電気通信工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

(イ) 茨城県内に主たる営業所(本店)又は営業所(支店等)を有するものであること。

(ウ) 監理技術者又は主任技術者を配置できること。

4 審査及び選定に関する事項

4-1 事業者の選定

(1) 選定委員会の設置

本事業の選定事業者の選定は公募型プロポーザル方式によるものとし、提案書類の審査に当たっては、「県立水戸工業高等学校新棟整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して最優秀提案及び次点提案を選定する。

なお、選定委員会は、全て非公開とする。

(2) 選定事業者を選定しない場合

募集において、応募者がいない場合、いずれの提案も要求水準を満たさない場合、その他本事業を適切に実施することが困難であると県が判断した場合は、選定事業者を選定しないことがある。

4-2 選定委員会の実施

選定委員会において、ヒアリングを実施し、最優秀提案及び次点提案の選定を行う。審査項目等の詳細は、添付資料2「審査基準書」によるものとする。

実施日：令和8年12月予定

※ 動画、模型を使用する説明は不可とする。

※ その他、ヒアリングの実施場所、時間、方法等の詳細については、後日、代表企業へ通知する。

4-3 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

県は選定委員会の審査により選定された最優秀提案及び次点提案を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

4-4 審査結果の公表

資格審査及び提案審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、本プロポーザルの結果を茨城県教育委員会のホームページを通じて公表する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

4-5 応募者の行為・資格喪失による失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 募集要項等に定める手続以外の方法により、選定委員会の委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 複数の提案をした場合
- (3) ヒアリング時に企業グループの担当者以外の者が出席した場合
- (4) 選定委員会の委員と不正な接触をした場合
- (5) 応募者同士が協定して応募した場合
- (6) 著しく信義に反する行為をした場合
- (7) 本事業に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合その他参加資格の要

件を満たさなくなった場合

- (8) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 必要な資格のない応募者が応募した場合
- (10) 提出書類が募集要項等に示された条件に適合しない場合
- (11) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合又は虚偽の記載がある場合
- (12) 提出書類が匿名性を損なう記載がある場合（応募者の会社名、個人名等が特定できる記号等は一切記入してはならない。）
- (13) 提出書類が第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (14) その他募集要項等に定める手続、方法等を遵守しない場合
- (15) 前各号に掲げるもののほか、選定委員会が不適格と認めた場合

4-6 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書等を提出しない者及び事業提案書の提出要請書の通知を受けなかった者は、このプロポーザルに参加できないものとする。
- (2) プロポーザルの作成・提出及び現地調査・個別ヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び事業提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び事業提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 最優秀提案については、原則として公表とする。
- (5) プロポーザルに記載した予定技術者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。
- (6) 応募者が1者の場合であっても、審査を実施する。ただし、当該応募者の提案が添付資料2「審査基準書」に定める最低基準点を満たさない場合は、優先交渉権者として決定しない。

5 契約等に関する事項

5-1 事業契約の締結

県は、選定事業者と事業契約を締結する。なお、事業契約は、茨城県議会の議決を得て有効となる。

詳細は、添付資料4「事業契約書（案）」を参照すること。

5-2 契約締結時期

- (1) 仮契約（事業契約）
令和9年1月中旬（予定）
- (2) 本契約（事業契約）
令和9年3月下旬（予定）

5-3 契約保証金

選定事業者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県財務規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除することがある。

詳細は、添付資料4「事業契約書（案）」を参照すること。

6 その他、本事業の実施に関し必要な事項

6-1 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈に疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争が生じた場合には、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

6-2 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合、県は契約の定めに従い、対応する。

6-3 問合せ先

茨城県教育庁総務企画部財務課

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-5173 FAX：029-301-5189

Email：shisetsu@pref.ibaraki.lg.jp